

障害福祉NEWS

2020年7月 通巻No. 28

頒価 100円

目次

【国内ニュース】

- ・ [厚労省] 障害者雇用の優良中小事業主認定マークのデザインと愛称を決定
- ・ [厚労省] 介護保険のリハビリテーションサービス提供体制に関する報告書を公表
- ・ [文科省・厚労省] 読書バリアフリー法基本計画を公表
- ・ [文科省] 教育委員会における障害者雇用に関する実態調査結果等を公表
- ・ [国交省] 次期バリアフリー整備目標に関する「中間とりまとめ」を公表
- ・ [国交省] 安全でコンパクトなまちづくりを支援する「防災タスクフォース」設置
- ・ [国交省] MaaS活用研究会を開催
- ・ [総務省] AIネットワーク社会推進会議報告書を公表
- ・ [ロボット] モスバーガーが分身ロボットを活用したレジを実験導入
- ・ [福祉機器] obon table

【海外情報】

- ・ [米国] ミネソタ大学等がCOVID-19時の直接支援員の全国調査結果を公表
- ・ [英国] グローバル企業障害インクルージョン戦略レポート
- ・ [英国] 障害者団体等がアクセシブルな住宅の確保に関する公開書簡を送付
- ・ [オーストラリア] 州政府と連邦政府がソーシャル・インパクト投資協定に署名
- ・ [インド] 政府が障害者権利法の罰則を緩和することを提案
- ・ [カンボジア] 障害者用運転免許証の発行を検討
- ・ [シンガポール] シンガポールろう協会がストレイト・タイムズ紙に謝辞
- ・ [UNDESA] SDGsレポート2020を公表

【情報フォルダー】

- ・ 世界のソーシャルファーム



[厚労省]障害者雇用の優良中小事業主認定マークのデザインと愛称を決定

令和(2020)年7月2日、厚生労働省は、障害者雇用の取組が優良な中小事業主の認定マークのデザインと愛称を決定しました。

同認定制度は、令和元(2019)年6月14日に改正された「障害者の雇用の促進等に関する法律」第77条の2に基づき、雇用する労働者が300人以下の中小事業主は、一定の基準を満たす場合、申請により、厚生労働大臣から優良な中小企業主の「認定」を受けることができるというものです。この「認定」を受けた事業主は、認定マーク(下図)を商品、広告、求人票、名刺、書類等に表示でき、障害者の雇用の促進・安定に関する取組が優良な企業であることをアピールすることができます。

認定マークは、公募により決定され、障害者を企業が丸く優しく包み込み、多様性を受け入れ、「共に社会貢献をしよう！」という前向きな想いを表したキャラクターとのことです。

また、「もにす」という愛称も公募で決定され、共に進む(ともにすすむ)という言葉と、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待して名付けられたとのことです。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12160.html



[厚労省]介護保険のリハビリテーションサービス提供体制に関する報告書を公表

令和2(2020)年7月14日、厚生労働省は、「要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制に関する検討会(報告書)」を公表しました。

同検討会は、「介護保険制度の見直しに関する意見(令和元年12月27日)」「社会保障審議会介護保険部会」において、「リハビリテーションについて、どの地域でも適時適切に提供されるよう、介護保険事業(支援)計画での対応を含め更なる取組の充実が必要である」とされたことから、これを踏まえ、第8期介

護保険事業(支援)計画における要介護者等に対する、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所、介護老人保健施設及び介護医療院におけるリハビリテーションサービスの役割や整備目標等を検討するために令和2年4月23日に設置されました。

検討会が4回開催され、報告書が作成されました。

報告書では、ストラクチャー指標、プロセス指標、アウトカム指標という3つのリハビリテーション指標が提起されています。

ストラクチャー指標とは、介護保険における介護サービスを提供する施設や事業所の物的資源、人的資源、地域の状態像等を表す指標です。また、プロセス指標とは、介護サービスを提供する施設や居宅介護支援事業所との連携、事業所の活動や、事業所や施設間の連携体制を測る指標です。さらに、アウトカム指標とは、高齢者や要介護(支援)認定者の状態像の特徴や変化を測る指標です。これらの3つのリハビリテーション指標を保険者及び都道府県が介護保険事業(支援)計画の策定や進捗管理、評価を実施するためのリハビリテーションサービス提供体制の指標として活用することを提案しています。

第8期介護保険事業(支援)計画においては、ストラクチャー指標、プロセス指標を優先的に活用していくこととしています。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12394.html

[文科省・厚労省]読書バリアフリー法基本計画を公表

令和2(2020)年7月14日、文部科学省と厚生労働省は、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」を公表しました。

この計画は「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)第7条に基づき、文部科学省及び厚生労働省が策定したものです。

読書バリアフリー法第18条に基づき、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会」が設置され、令和元年11月19日から令和2年2月5日まで4回にわたる検討が行われ、検討結果をパブリックコメントにかけたうえで決定されました。

計画期間は、令和2年度から令和6年度ま

での5年間となっています。

基本計画の概要は次の通りです。

[基本的な方針]

①アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供

②アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上

③視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

[施策の方向性]

①視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等(9条関係)

②インターネットを利用したサービスの提供体制の強化(10条関係)

③特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援(11条関係)

④アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等(12条関係)

⑤外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備(13条関係)

⑥端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、ICTの習得支援(14条・15条関係)

⑦アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等(16条関係)

⑧製作人材・図書館サービス人材の育成等(17条関係)

詳しくは下のサイトをご覧ください。(寺島)

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_00265.html(文科省)

[文科省]教育委員会における障害者雇用に関する実態調査結果等を公表

令和2(2020)年7月10日、文部科学省は、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会(第114回)において、「教育委員会における障害者雇用に関する実態調査」及び「国立教員養成大学・学部における障害のある学生の支援に関する実態調査」の結果を公表しました。

これらの調査結果のポイントは次のとおりです。

①教育委員会の障害者雇用状況

・令和元年6月1日現在の都道府県教育委員会における障害者雇用の状況は、法定雇用率2.4%に対し、実雇用率は1.87%と不十分なものとなっている。

・職種別にみると、教育職員の実雇用率(1.27%)は事務職員(7.39%)に比べて低くな

っている。

・学校種等別の雇用状況をみると、教育職員は特別支援学校、事務職員は特別支援学校、高等学校の実雇用率が高くなっている。

②障害のある学生の教員免許状取得状況

・国立教員養成大学・学部における障害のある学生の在籍人数は増加。

・国立教員養成大学・学部における障害のある学生の免許状取得者実数は平成30年度に47人。

③障害のある者の公立学校教員採用選考試験の実施状況

・令和元年度(平成30年度実施)採用選考における障害のある者の採用者数は73人。

・学校種別にみると、小学校・中学校・特別支援学校等で採用者数が増加。

・令和2年度採用選考における障害のある者を対象とした選考において、受験資格に「自力通勤可能」「介助者不要」等の要件を課している県市は0県市となり、全ての県市において撤廃された。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)

https://www.mext.go.jp/kaigisiryoy/2020/1422489_00002.html

[国交省]次期バリアフリー整備目標に関する「中間とりまとめ」を公表

令和2(2020)年7月3日、国土交通省は、次期のバリアフリー整備目標に関する考え方を整理した「中間とりまとめ」を公表しました。

公共交通施設や建築物等のバリアフリー化に関する整備目標は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」第3条第1項に基づき「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(告示)において示されています。現行の整備目標期間は、平成23年度から令和2年度までの10年間で、今年度末に目標期限が到来するため、令和元年11月15日から、3回にわたり「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」において新しい整備目標を検討してきました。

中間とりまとめのポイントは次のようになっています。

①次期目標の設定に向けた見直しの視点

次期目標については、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進していく観点から、以下の点に留意して検討する。

・各施設等について地方部を含めたバリアフリー化の一層の推進

平均利用者数が2,000人以上3,000人未満/日であって基本構想に位置付けられた旅客施設等に関する目標を追加

・聴覚障害及び知的・精神・発達障害に係るバリアフリーの進捗状況の見える化

旅客施設のバリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等)を明確に位置付け

・マスタープラン・基本構想の作成による面的なバリアフリーのまちづくりの一層の推進

・移動等円滑化に関する国民の理解と協力、いわゆる「心のバリアフリー」の推進

②目標期間

社会資本整備重点計画等の計画期間、バリアフリー法に基づく基本構想等の評価期間、新型コロナウイルス感染症による影響への対応等を踏まえ、時代の変化により早く対応するため、おおむね5年間とする。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000244.html

[国交省]安全でコンパクトなまちづくりを支援する「防災タスクフォース」設置

令和2(2020)年7月10日、国土交通省は、第1回「コンパクトシティ形成支援チーム 防災タスクフォース会議」を開催しました。

令和2年6月10日、都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画のなかに都市の防災に関する機能の確保に関する指針(防災指針)を記載することが規定されました(第81条第2項五)。

そこで、コンパクトシティの取組推進のために関係省庁で設置されている「コンパクトシティ形成支援チーム」に、安全でコンパクトなまちづくりの推進を図るため、新たに「防災タスクフォース」を設置することとし、その第1回会議を7月10日に開催しました。

会議は、内閣府、消防庁、国土交通省のメンバー18人で構成されており、今後の取組方針(案)や防災コンパクト先行モデル都市(案)について検討されました。

先行モデル都市としては、二戸市(岩手県)、南陽市(山形県)、郡山市(福島県)、須賀川市(福島県)、宇都宮市(栃木県)、秩父市(埼玉県)、厚木市(神奈川県)、福知山市(京都府)、高槻市(大阪府)、忠岡町(大阪府)、倉敷市(岡山県)、久留米市(福岡県)、熊本市(熊本県)、益城町

(熊本県)、日向市(宮崎県)の15の市町が取り上げられています。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)

https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000068.html

[国交省]MaaS活用研究会を開催

令和2(2020)年7月22日、国土交通省は、第1回「ユニバーサル社会におけるMaaSの活用方策についての研究会」を開催しました。

MaaS(Mobility as a Service)とは、スマートフォン等のICTを活用し、バスや電車、タクシー、飛行機等の交通機関を合目的的に、効率よく、簡便かつシームレスに使いこなそうとする取り組みです。例えば、ある場所に安く(あるいは早く)行きたいと思ったとき、どのような交通機関を使ってどのようなルートで行くことが、最も安上がり(早い)かを検索し、そのルートのチケットの予約、料金の支払い等の一連の手続き、移動に必要な情報等の獲得をスマートホンのアプリを使って自ら行うというようなことを意味しています。

一人一人の移動プランの作成とそれに伴う手続きや情報を一元処理・提供するサービスというイメージで、混雑の緩和等、交通という資源の無駄使いを減らし、個人のニーズに合った移動を実現できます。また、新しいビジネスチャンスとしても期待されています。

同研究会は、MaaSは、障害者等の移動困難者のニーズにも対応することが望ましく、公共性の高いMaaSを普及させる必要があると考え、障害者等へ提供されるMaaSのあり方に関する所要項目について検討を行い、活用方策及び活用にあたっての課題等を整理するとしています。

同研究会の委員は、学識経験者4人(座長:秋山哲男中央大学研究開発機構教授)ですが、オブザーバーとして、交通事業者、障害者団体、交通関連団体、国土交通省関連課等が参加しています。

視覚障害者や車いす使用者に対して、どのようなルートをとれば安全か、バリアがないか等の情報も提供されることが望まれます。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo12_hh_000189.html

[総務省]AIネットワーク社会推進会議報告書を公表

令和 2(2020)年 7 月 21 日、総務省情報通信政策研究所は、AI ネットワーク社会推進会議「報告書 2020」を公表しました。

同研究所は、平成 28 年 10 月から、社会全体における AI ネットワーク化の推進に向けた社会的・経済的・倫理的・法的課題を総合的に検討することを目的として、産学民の有識者の参加を得て「AI ネットワーク社会推進会議」を開催してきました。同会議は、令和元年 8 月には「AI 利活用ガイドライン～AI 利活用のためのプラクティカルリファレンス～」を含む「報告書 2019」を公表しました。また、その後、同ガイドライン等の周知等に努めるとともに、同報告書の内容も踏まえ、様々なステークホルダーと「安心・安全で信頼性のある AI の社会実装」について次のような論点について意見交換をヒアリングを行ってきました。

- ①開発者及び AI サービスプロバイダーにとっての AI 原則等の策定の意義やそれを安心・安全で信頼性のある AI の開発・利活用にどのように活かすことができるか。安心・安全で信頼性のある AI の開発等に必要なガバナンス体制にはどのようなものが考えられるか。
- ②ビジネス利用者にとって AI の利活用の課題は何か。また、その課題解決に必要な取組は何か。
- ③消費者的利用者に関する取組をどのように進めていくことが考えられるか。とりわけ、高齢者・障害者にとっての安心・安全で信頼性のある AI の社会実装の取組としてどのようなものが考えられるか。
- ④安心・安全で信頼性のある AI の社会実装のための環境整備に関して「AI と情報セキュリティ」について、開発・利活用等の各フェーズで何が課題でどのような取組が必要か。セーフティネットの観点から、保険の仕組みとしてどのようなものが考えられるか。

報告書では、ヒアリングや意見交換結果を整理し、必要なとりまとめを行っています。

また、「安心・安全で信頼性のある AI の社会実装」を進めるために、近い将来(2025 年頃)、中期的な将来(2035 年頃)を視野に AI の利活用の将来像を分析し提示することで具体的なイメージの共有を試みています。

さらに、経済協力開発機構(OECD)、欧州連合(EU)、米国等における「安心・安全で信頼性のある AI の社会実装」の取組に関する情

報をまとめています。

詳細は、下のサイトをご覧ください。(寺島)
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01iicp01_02000091.html

【ロボット】モスバーガーが分身ロボットを活用したレジを実験導入

令和 2(2020)年 7 月 13 日、モスバーガーを展開する株式会社モスフードサービス(代表取締役社長:中村栄輔)は、株式会社オリイ研究所(代表取締役所長:吉藤健太郎)と協力して、分身ロボット「OriHime」(オリヒメ)を活用した「ゆっくりレジ」を実験導入することを発表しました。

「ゆっくりレジ」は、2020 年 7 月 27 日から 8 月下旬までの約 1 か月間、モスバーガー大崎店の店頭で時間限定(平日 14:00～18:00)で開設されるとのことで、分身ロボット「OriHime」を 1 台設置し、会話を楽しみながらじっくり商品を選びたい顧客に対応します。

「OriHime」は、全長約 23cm の分身ロボットで、パイロットと呼ばれるリモートで会話や操作を行う在宅の重度障害者により操作されます。パイロットは、酒井麻椰さん(脊髄性筋萎縮症)、竹久滉人さん(先天性骨形成不全症)が担当します。お二人とも単独での外出は困難ですが、分身ロボットを活用して就労します。

現状では決済は有人レジで行うとのことですが、今後は、システムを改良することで、「OriHime」を通じて注文から決済までを行えるよう機能を拡張する予定とのことです。また、ドライブスルー注文への応用や、自走式ロボットによる配膳業務等も検討していく計画とのことです。

詳しくは下のサイトをご覧ください。(寺島)
https://www.mos.co.jp/company/pr_pdf/pr_200713_1.pdf
※「OriHime」は株式会社オリイ研究所の登録商標です。

【福祉機器】obon table

令和 2(2020)年 7 月 13 日の日テレ NEWS24 で紹介されたことから、obon table という木製の机が話題になっています。この机は、幅 85cm、奥行き 55cm の大きさで、天板に大小 8 個の円形の凹みがついており、それで物を固定し、把握できるようになっています。くぼみは触ってもケガをしないように、尖ったエッジをなくしてあります。

リサーチ&基本デザイン担当は、東北大学で大学院助手をしておられる平井百香さん、製作は、細田製作所の細田真之介さんが担当しています。

埼玉県上尾市にあるNPO 法人みのりの代表理事加藤木貢児さんが、令和2年4月に開設した視覚障害者・盲重複障害者のための事業所で使う家具のデザインについて平井さんに相談したことがきっかけで製作されました。

作業所での作業の際に、道具や材料の位置がわかりやすく、落としたりすることを防止できます。事業所での色々な作業がしやすいように、様々な身体動作に合わせた寸法体系とすることで、動作の負荷を軽減しているとのこと。また、天板を裏返せば、フラットな机としても使用できます。

この「obon table」は、「視覚障害者による」「視覚障害者のための」テーブル制作プロジェクト「Table for the Blind by the Blind」シリーズの第1弾で、第2弾の、弱視の方向けの書見台「Lectern table」も、すでに事業所で使用されているとのこと。

まだ、一般には販売していないとのことですが、現在、家庭向けのひと回り小さいサイズや、既にお持ちの机の上に重ねて使えるような天板だけのバリエーションも考えながら、一般向けの製品化を検討しているとのこと。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)
平井百香さん

<https://note.com/momokahirai/n/nfac1166fa3bc>

細田製作所 <http://sof.boo.jp/>

NPO 法人みのり <http://ageo-minori.or.jp/>



obon tabl(平井さんのウェブサイトから引用)

海外情報

[米国]ミネソタ大学等が COVID-19 時の直接支援員の全国調査結果を公表

2020年7月1日、ミネソタ大学地域統合研究所(Institute on Community Integration)と全国直接支援専門家同盟(National Alliance of Direct Support Professionals)は、COVID-19発生に伴う知的・発達障害者に対する直接支援労働者(Direct Support Workforce)の待遇等に関する全国調査結果を公表しました。調査名は、「直接支援労働者と COVID-19 全国調査 2020(Direct Support Workforce and COVID-19 National Survey 2020)」です。

直接支援労働者には、家庭医療助手(home health aides)、パーソナル・ケア・アシスタント(personal care assistants)、認定看護助手(certified nurse assistants)等が含まれます。

米国では、直接支援労働者不足は深刻で、定員不足率は、常勤者で15%近く、パートタイムで18%となっており、知的・発達障害者が十分にサポートを受けられないことや、直接支援労働者の残業の多さと低賃金等が問題になっています。

調査は、2020年4月23日から5月27日まで、米国の全ての州のほぼ9,000人の直接支援労働者を対象に実施しました。回答者の60%近くが36か月以上雇用されており、18%は1年未満雇用されていました。また、60%強が施設で働いており、39%が個人または家庭で働いていました。

調査結果によれば、回答者の24%がCOVID-19時に追加手当を受給していました。また、週あたりの追加労働時間は1-15時間が29%、16-30時間が10%、31時間以上が15%となっていました。

また、安全対策としては、手袋を着用する84%、一般のマスクを使用する53%、医療用マスクを使用する46%、等となっていました。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)
<https://publications.ici.umn.edu/community-living/covid19-survey/covid-19-survey-initial-results>

[英国]グローバル企業障害インクルージョン戦略レポート

2020年7月6日、ビジネス障害フォーラム

(business disability forum)が「障害者にスマートな世界に向けて: グローバルな障害インクルージョン戦略 (Towards a Disability-Smart World: Global Disability Inclusion Strategy)」というレポートを公表しました。

このレポートは、大規模なグローバル組織が障害者を包摂する戦略をもっているかどうか、ある場合のその内容、課題等を調査した結果をまとめています。調査の対象となったのは、ビジネス障害フォーラムに加盟している世界規模の企業等約 120 社です。

調査結果では、23%のグローバル組織が、グローバル障害インクルージョン戦略をすでに作成していること、また、57%が作成中または検討を始めたと回答していました。

また、91%が、グローバル障害インクルージョンプログラムの成功のためには、できるだけ早く担当役員を選任することが重要であると回答しました。

レポートは下のサイトにあります。(寺島)
<https://businessdisabilityforum.org.uk/knowledge-hub/resources/towards-a-disability-smart-world-global-disability-inclusion-strategy-report/>

[英国] 障害者団体等がアクセシブルな住宅の確保に関する公開書簡を送付

2020年6月30日、ハウジング・メイド・フォー・エブリワン (Housing Made for Everyone: HoME) という住宅および高齢者や障害者の団体による連合組織が、2020年6月30日、クリストファー・ピンチャー (Christopher Pincher MP) 住宅大臣に対して、公開書簡を送りました。

英国政府は、アクセシブルな家を増やす政策を実施しており、各自治体に対してアクセシブルな住宅を増やすことを求めています。アクセシブルな住宅には、①高齢者等が訪問できる、②高齢になっても住み続けることができる、③車いす使用者が住むことができる、④車いす使用者向けという4種類があり、新しく作る住宅は、最低限①としてなければならず、また、自治体は、住宅の建設計画の中で、これらの住宅の建設戸数を示すこととされています。

ところが、コロナウィルスの影響で収益が減った住宅業界がこの基準を緩和してほしいと

いう要望を政府に対して行ったことから、それを受け入れないように求める公開書簡を送付したというものです。

詳しくは下のサイトをご覧ください。(寺島)
<https://www.habinteg.org.uk/latest-news/relaxation-of-planning-rules-would-lead-to-a-serious-shortage-of-accessible-homes-organisations-warn-1552>

[オーストラリア] 州政府と連邦政府がソーシャル・インパクト投資協定に署名

2020年7月13日、州政府および準州が連邦政府とのソーシャル・インパクト投資協定に署名しました。署名したのは、南オーストラリア、ニューサウスウェールズ、ノーザンテリトリー、タスマニア、ビクトリア、西オーストラリアです。

ソーシャル・インパクト投資は、ソーシャル・インパクト・ボンドともいわれているもので、行政の成果連動型支払契約と民間資金投資を組み合わせたものです。

行政はNPO等の社会サービス提供団体と業務委託契約を結びますが、委託料の支払いは成果に基づき支払われます。例えば、障害者の就職支援をして〇人就職させるというような契約であれば、それが達成できれば委託料が支払われますが、達成できない時は支払われないということです。この方式では、NPO等の社会サービス提供団体は財政的余裕がない場合委託契約を結べないことになりませんが、その期間は、社会サービス提供団体が債権(ボンド)を発行したりして民間の投資家から資金を集め事業を実施するというものです。投資家は委託費の支払い後に資金を回収できます。

2010年ころにイギリスではじまり近年欧米各国で急速に発展してきています。オーストラリアでの市場規模は、2015年6月30日の推計では12億ドルでしたが、去年は199億ドルに達しているとのことです。

モリソン政府は、この方式により、ホームレスの危険にさらされている人々を支援するプロジェクトに850万ドル等、脆弱なグループを支援するプロジェクトに総額2,230万ドルの支援を約束しています。

詳しくは下のサイトをご覧ください。(寺島)
<https://ministers.dss.gov.au/media-releases/5981>

[インド] 政府が障害者権利法の罰則を緩和することを提案

2020年7月1日、インド政府の社会正義・エンパワメント省障害者エンパワメント局

(Ministry of Social Justice and Empowerment Department of Empowerment of Persons with Disabilities)は、「2016 年障害者権利法(Rights of Persons with Disabilities (RPwD) Act, 2016)」の改正を提案しました。

改正の内容は、RPwD 法の 89 条、92 条(a)、および 93 条にある罰則規定を緩和するというもので、現在政府が刑事司法制度改革の一環として進めている、罰則の合理化の対象となったものです。

現状では、故意に障害者を侮辱または脅迫したり、法に基づく必要な文書を提供しなかったこと等に対して、5 ルピーの罰金から最高 5 年の懲役までの罰則がありますが、これらの罰則を和らげるというものです。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)
<http://disabilityaffairs.gov.in/content/Decriminalisation.docx>

[カンボジア]障害者用運転免許証の発行を検討

プノンペン・ポスト(Phnom Penh Post)紙 2020 年 7 月 20 日版によれば、カンボジア政府は、公共事業・公共交通省、保健省、社会問題・退役軍人・青少年リハビリテーション省の合同会議を開催し、障害者の運転免許証の発行を検討したとのことです。

Chhoun Von 陸運総局長によれば、すでに草案には同意しており、近々運用を開始することです。しかし、障害者に運転免許証を発行するためには、障害の状態を把握し、どのような車なら運転できるのかを決定しなければならない点が課題であるとしています。

カンボジアでは、省庁合同宣言により障害者の権利の推進を目指しており、障害者のアクセスをさらに促進するために障害者の運転免許証を発行することとしています。

記事は下のサイトをご覧ください。(寺島)
<https://www.phnompenhpost.com/national/go-vt-mulls-licences-kingdoms-disabled>

[シンガポール]シンガポールろう協会がストレイト・タイムズ紙に謝辞

シンガポールろう協会(Singapore Association For The Deaf: SADeaf)は、2020 年 7 月 10 日、ストレイト・タイムズ紙の Pavarne Shantti Sivalingam 氏に対して、謝意を表明しました。

同氏が 2020 年 7 月 6 日付けの記事で、マス

メディアは手話通訳や字幕を使ってろう者や難聴者のコミュニケーションを保障すべきであるという主張をしてくれたことに対してのもので

す。
SADeaf によれば、シンガポールでは 2015 年の総選挙、インターネット経由の国家予算説明、今年のメーデーにおける首相のスピーチ等に手話通訳がついたとのことで、このような主張がマスコミで取り上げられることは、ろう者や難聴者のコミュニティにとって大きな進歩であるとしています。

詳しくは下のサイトをご覧ください。(寺島)
<https://sadeaf.org.sg/big-strides-made-to-accommodate-deaf-hard-of-hearing-community>

[UNDESA]SDGs レポート 2020 を公表

2020 年 7 月 7 日、国際連合経済社会局(United Nations Department of Economic and Social Affairs: UN DESA)が、「持続可能な開発目標レポート 2020(Sustainable Development Goals Report 2020)」を公表しました。

2020 年は、SDGs 達成のための「行動の 10 年(Decade of Action)」の開始年に位置付けられていることから、世界の最も深刻な課題への対応を加速させる重要な時期と位置付けられています。しかし、コロナウイルスの急激な広がりが世界を変えてしまいました。

同レポートは、主にパンデミックが始まる前の SDGs に向けた進捗状況の概要を示していますが、COVID-19 が開発目標に与えた初期の影響や回復見通しについても言及しています。40 以上の国際機関の 200 人以上の専門家と協力して、最新の利用可能なデータを使用して作成されたとのことです。

障害者関連の記述は下の通りです。

目標 4 教育

コロナウイルスのために学校が長期に休校したことが障害児等のいる家庭に対して特に悪影響を与えている。

目標 8 経済成長と雇用

2019 年の障害者の失業率が高い。

目標 10 不平等

障害者の 10 人に 3 人が差別を経験している。女性障害者はさらに多い。

障害者は高齢者、児童、女性、移民・難民等とともにパンデミックにより厳しい状況を強いられている。

レポートは、下のサイトにあります。(寺島)

<https://unstats.un.org/sdgs/report/2020/>

情報フォルダー

世界のソーシャルファーム

(公財)日本障害者リハビリテーション協会 参与 寺島彰

はじめに

昨年12月18日に東京都は、「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」を可決し、わが国でも、ソーシャルファーム設立の機運が高まってきました。本稿では、筆者がこれまで訪問した世界のソーシャルファームの特徴を紹介いたします。

ソーシャルファームの定義

ソーシャルファーム・ヨーロッパ(Social Firms Europe:CEFEC)の定義によれば、ソーシャルファームとは、次の条件を満たす企業です。

- ・障害者など労働市場において不利があるその他の人々を雇用するためにつくられたビジネスである。
- ・マーケット指向の商品とサービスを用いて社会的使命を追求するためのビジネスである。(収入の50%以上は商取引によるものであること。)
- ・従業員の多く(少なくとも30%)は、障害者または労働市場において不利のあるその他の人々である。
- ・すべての労働者は、生産能力にかかわらず、仕事に相当する市場賃金または給料を支払われる。
- ・仕事の機会は、不利のある従業員と不利のない従業員の間で等しくなければならない。全ての従業員が、同じ雇用の権利と義務をもっている。

ここで重要なことは、ソーシャルファームは、あくまでも企業であるということです。労働市場において不利がある人々を雇用するという目的を持った社会的企業の一類型です。1970年代にイタリアで創設され、1980年代にはドイツ・ギリシャに、1990年代には、ヨーロッパ全体に広がりました。

イタリア

イタリアのソーシャルファームは、1971年のバザーリア改革に始まります。トリエステのサンジョバンニ精神病院の患者に対する処遇が劣悪であったことから、病院長になった精神科医のバザーリアが病院の閉鎖を進め、約1,200人の収容患者を地域へ返すために、働く場として1972年に労働者生産協同組合を設立しました。これを契機として社会協同組合が制度化されました。その一類型のB型社会協同組合がソーシャルファームに相当します。

イタリアの特徴の一つは、労働市場において不利のある人々の定義が広いことです。障害者以外に、薬物中毒者、アルコール依存症者、拘置代替措置を認められた受刑者等も含まれます。従業員の30%以上がこれらの人々である必要があります。

社会協同組合B型(ソーシャルファーム)に対する公的支援は、事業主が支払う社会保険料免除、法人税の優遇、間接税の免除、事業への優先受注、社会保険料免除、就労奨励金、ボランティア組合員の障害保険・疾病保険適用等があります。

もう一つの特徴としては、NPO団体から発展しているために、小さな組織が多く、多種多様な事業を行っており、ボランティア等の活用も積極的であることです。



サンジョバンニ病院跡地にあるソーシャルファーム

ドイツ

ドイツでは、政府主導によりソーシャルファームが作られました。政府は、2001年に社会法典を改正し、社会統合企業(ソーシャルファーム)を制度化し、既存の大規模な福祉団体に働きかけ設立を

促しました。

対象は重度障害者に限られます。これらの人々を 30-49%雇用することとされています。採用後 3 年間の賃金補助があります。また、雇用に伴う設備投資、セラピストやソーシャルワーカーにかかる費用、経営コンサルタント料の助成や消費税の軽減などもあります。

多くのソーシャルファームは大規模非営利組織による設立で1つあたりの従業員数、売上高が大きいという点もドイツの特徴です。

イギリス

イギリスにはソーシャルファームに関する法律がなく、社会的企業の一形態として位置づけられています。ソーシャルファームは、民間支援団体により普及がはかられています。民間支援団体の一つソーシャルファーム・ウェールズでは、労働市場において不利がある人々を、50 歳以上、18-24 歳、長期失業者、刑余者、ホームレス、職場復帰しようとする母親、障害者など広く定義しています。また、従業員の 25%以上としています。

ソーシャルファームを含む社会的企業には、寄付を受ける資格を与えられたり、公共機関の優先契約を受けられる、企業からの支援を受けられるなどの制度を利用できます。また、2005 年には、社会的企業の設立促進を目的としてコミュニティ利益会社(CIC)という新たな企業形態が設けられており、チャリティの制度を活用しながらも収益事業を行ったり、株主に利益の配分ができます。

オランダ

オランダでは、社会参加法が 2014 年に成立し「社会雇用事業所」と呼ばれていた障害者の保護工場が地方自治体等を株主とする株式会社に変わり、労働市場で仕事に就き、一般の労働者とともに働けるようにするとりくみを始めました。しかし、制度は、まだ、始まったばかりで、保護工場から抜け出れていないのが実情です。

一方で、民間の社会的企業の支援組織として「ソーシャルエンタープライズNL」があり、そのメンバーの中に労働市場において不利のある人々の雇用を目的とした社会的企業が多く存在します。「ソーシャルエンタープライズNL」は独自の認定制度を運用しており、一定の基準に達していれば、社会的企業として認定されます。認定されれば、社会的企業として登録され、その企業は社会的企業を名乗ることができ、また、同団体のマークを使用できます。

韓国

韓国は、イタリアとイギリスをモデルにソーシャルファームの制度を構築しました。2006 年に社会的企業育成法を成立させ、社会的企業振興院という公的専門機関が、社会的企業の認証や育成を行っています。

職場提供型社会的企業(ソーシャルファームに相当)の場合、脆弱階層の雇用比率が 50%以上となっています。脆弱者階層の範囲は、低所得者、高齢者(55 歳以上)、障害者、売春被害者、就職困難者、脱北者、DV被害者、ひとり親、移住者等非常に広がっています。

認証社会的企業への支援策には、人件費の補助(最長 3 年間)、専門的人材の人件費の補助、社会保険料の支援、法人税と所得税減額、地方自治体等による優先購入、経営コンサルティング経費補助など多くのものがあります。

編集後記

7 月は行政の検討会や研究会の話題が多かったです。今月号では、すべてを紹介できませんでしたので、残りは次号で取り上げます。

今月も情報フォルダを自分で書くことになってしまいました。10 年くらい前からソーシャル

ファームの調査を続けており、いろいろな国を訪問させていただきました。各年の報告書は障害保健福祉研究情報システム(DINF)に掲載しておりますので、ご興味のある方は下にアクセスしてみてください。(寺島)

<https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/conf.html>